

令和五年十一月一日提出
質問第八四号

児童扶養手当に関する質問主意書

提出者
馬場雄基

児童扶養手当に関する質問主意書

子どもの貧困問題は喫緊の課題であるが、とりわけひとり親家庭への支援は、貧困の連鎖を断ち切るためにも、重要な対策の一つであると言える。ひとり親家庭への支援の一つである児童扶養手当についても、その拡充が求められており、立憲民主党・無所属は、令和五年十月二十三日に、児童扶養手当の増額を柱とする「児童扶養手当法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出したところであるが、令和五年十月三十日の衆議院予算委員会においても、内閣総理大臣が「児童扶養手当の拡充、これは重要であると考えており、子ども大綱の策定に向けて具体化してまいります。」と答弁されている。そこで、以下、質問する。

- 一 子ども大綱に盛り込む児童扶養手当の拡充策については、具体的にどのような内容を想定しているか。
- 二 児童扶養手当については、受給資格者の所得制限限度額が定められており、扶養人数が一人の場合、全部支給停止となる所得制限限度額は二百三十万円とされている。昨今の物価高を踏まえて、社会全般に対して賃上げが求められているところであるが、せっかく賃上げされても、それによってこの所得制限限度額に達し、児童扶養手当の支給を停止されることになることになると、逆に可処分所得が減ってしまう可能性も指摘されている。そういった状況を防ぐためには、所得制限限度額を引き上げる等の措置をとる必要があると

考えるが、政府の所見を問う。
右質問する。